

生活福祉資金貸付制度のご案内

低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。 ※このリーフレットでは、お住まいの市町村の社会福祉協議会を「市町村社協」と略して記載しています。

●貸付対象世帯

世帯区分	対象世帯	借受人の年齢は	所得基準等※ ¹
低所得世帯	独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯	65歳未満	生活保護法にいう生活扶助基準の概ね1.7倍以内
障害者世帯	障害者※ ² が属する世帯		償還の際に生活保護基準以上の生活の見通しが立てられること
高齢者世帯	日常生活上療養又は介護を要する※ ³ 高齢者が属する世帯	65歳以上の高齢者	生活保護法にいう生活扶助基準の概ね2.5倍以内

◎「障害者世帯」・「高齢者世帯」の方からの申請は、借受ける資金が世帯の障害者または高齢者の本人のために利用される場合に限ります。

◎本制度は他法他制度を優先としますので、同じ目的で他法他制度を利用されている方及びこれから利用される方は対象外になります。

- ※1 所得基準…お住まいの市町村や世帯構成の年齢、人数により異なります。対象世帯に該当するか否かについては、市町村社協に問い合わせてください。
- ※2 障害者…原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の手帳の交付を受けている方。または障害者総合支援法によるサービスを利用している等これらと同程度と認められる方。
- ※3 日常生活上介護を要する状態…介護保険法にいう「要介護1」以上。

●相談・貸付から償還（返済）まで・・・

相談	本資金は世帯への貸付となります。世帯状況について詳しく伺い、必要書類により確認を行います。担当民生委員または市町村社協に相談してください。
申請	借入申込書に記載し、必要書類を市町村社協に提出ください。（資金ごとに必要な書類を整えていただき、内容によって追加で書類の提出を求める場合があります。）
民生委員調査	資金種類によっては担当民生委員と面接をし、世帯状況の確認と借受後の支援について話し合いを行います。
審査	貸付について、茨城県社会福祉協議会にて審査をします。
貸付の可否	文書で通知します。
借用書記入	貸付決定をした場合、借用書に自筆の署名、実印を押し、印鑑登録証明書とともに市町村社協を通じて提出してください。
資金交付	指定口座へ送金します。資金交付後、借入金の資金使途が確認できる領収書等を借入申請を行った市町村社協に提出してください。
償還（返済）	払込取扱票または口座振替による償還となります。 ※ 払込取扱票は常陽銀行またはゆうちょ銀行窓口での償還、また、口座振替は常陽銀行口座のみとなります。 ※ 返済期限を過ぎても償還が完了しない場合、残元金に対して年5%の率で延滞利子が生じます。

※ 申請のために提出された書類は返却いたしません。

※ 貸付不承認となった場合、不承認理由の開示は行っておりませんのでご了承ください。

総合支援資金

生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯に対し、新たな仕事を見つける等生活の再建を行う間の生活費等の貸付を行い、自立に向けた支援をすることを目的とした貸付です。失業以前に借入申込者が生計を維持していた実績が必要です。

資金種類	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利子
生活支援費※	低所得世帯	月額200,000円 (単身150,000円)	12月以内	6月以内	10年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.5%
住宅入居費		400,000円	—			
一時生活再建費		600,000円	—			

※ 初回申請時に連帯保証人を立てない場合には、貸付総額1,000,000円未満かつ貸付期間6ヶ月以内を限度とします。

○生活支援費

生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費。

※ 就労時の収入や家計の支出状況等を確認した上で必要最低限の額となります。

○住宅入居費

住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費（敷金・礼金等）。

○一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用。

《対象世帯》

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、次の（ア）～（カ）のいずれの条件にも該当する世帯。

- （ア） 低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- （イ） 借入申込者の本人確認が可能であること
- （ウ） 現に住居を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- （エ） 茨城県社会福祉協議会及び関係機関が、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- （オ） 茨城県社会福祉協議会が貸付及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- （カ） 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

- ◆ 離職後2年を過ぎている場合や就労期間中の生計の維持の確認ができない場合、就労期間中においても生計の維持ができていなかったと認められる場合などは、貸付の対象とすることができません。
- ◆ 貸付期間は、借受人の年齢が60歳を迎える前月までとします。
- ◆ 生活支援費の貸付月額は、貸付限度額の範囲内であっても就労時の月収を超えての貸付は行いません。
- ◆ 貸付期間中は、世帯の収支状況及び就職活動状況等について毎月報告が必要です。報告を怠った場合や貸付金を資金使途どおりに使用しなかった場合など、貸付の停止または一時償還を求めることとなります。

福祉資金

《福祉費》

資金の目的	貸付対象			貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
生業を営むために必要な経費	●	●	—	4,600,000円	6月以内	20年	連帯保証人 有…無利子 無…年1.5%
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	技能習得期間が 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円		8年	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000円		7年	
福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700,000円		8年	
障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500,000円		8年	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000円		10年	
負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	療養又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間 1年以内 1,700,000円 1年を超え1年6月以内 2,300,000円		5年	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●			5年	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000円		7年	
冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	—	500,000円		3年	
その他日常生活上一時的に必要な経費 ・修学旅行等の費用 ・帰省用費用 ・年金の掛金等	●	—	—	500,000円	3年		

- ◆ 他法他制度が優先となり、他法他制度と重複して貸付を受けることができない場合があります。
- ◆ 原則として、既に払い終わっている経費や購入等の契約が済んでいる経費は、貸付の対象とはなりません。
- ◆ 資金を借り受けるには民生委員による面接が必要です。また、貸付から償還完了までの過程で、民生委員による相談支援活動が行われます。
- ◆ 生業を営むために必要な経費及び障害者用自動車の購入に必要な経費の借入にあたっては、総経費の2割以上の自己資金の負担が必要です。この場合の自己資金は、他からの借入での調達は認めておりません。
- ◆ 障害者用自動車は原則国産車を対象とし、排気量はガソリン車1,500cc以下、ディーゼル車2,500cc以下とします。
- ◆ 費目毎に設けている条件を全て満たす必要がありますので、詳しくは市町村社協にお問い合わせください。

《緊急小口資金》

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付です。

※ 原則として自立相談支援事業による支援を受けることが貸付の要件となります。

貸付対象	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子	連帯保証人
低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	100,000円	2月以内	12月以内	無利子	不要

○以下の（ア）～（ケ）の理由が貸付対象となります。

- （ア）医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- （イ）火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき
- （ウ）年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- （エ）会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- （オ）滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- （カ）公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- （キ）法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- （ク）給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- （ケ）その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき

教育支援資金

教育支援費…学校教育法に規定する高等学校、大学、短大、高等専門学校への就学に必要な費用。

就学支度費…上記学校への入学に際し必要な経費（入学時にのみ必要となる費用）。

資金種類	対象世帯	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
教育支援費	低所得世帯	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円	(当該学校卒業後) 6月	20年	無利子
就学支度費		500,000円			

※ 教育支援費については、特に必要と認める場合、上記貸付限度額の1.5倍までを上限とします。

※ 他法他制度が優先となり、場合によっては他制度と重複して貸付を受けることができない場合があります。

進学を予定している学校が貸し付けの対象となる学校が否かについては、市町村社協に問い合わせてください。

不動産担保型生活資金

不動産（土地・建物）を所有し、将来に渡りその住居に住み続けることを希望する低所得高齢者世帯の方へ、不動産を担保にして生活費の貸付を行い、その世帯の自立を目的とした制度です。

対象要件	当制度を利用するにあたっては、以下の（ア）～（カ）の要件すべてに該当する必要があります。 （ア）借入申込者が単独で所有または同居の配偶者と共有している不動産に居住していること（同居の配偶者と共有の場合、その配偶者は連帯借受人となる場合に限る。） （イ）借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。 （ウ）借入申込者に配偶者または、借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。 （エ）借入申込者の世帯の構成員が原則として65歳以上であること。 （オ）借入申込者の世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。 （カ）借入申込者が居住している不動産の土地の評価額が1,000万円以上であること。
------	--

◆推定相続人の中から連帯保証人を立てていただきます。不動産の評価に要する経費及び登記等に必要費用は借入申込者負担となります。

借受人・連帯借受人・連帯保証人について

(借入申込書に記入の際は、各記入欄とも自筆で記載をお願いします)

☆借受人 (借入申込者)

原則として65歳未満で世帯の生計中心者（総合支援資金においては離職前において生計中心者）が借受人となります。特に、65歳以上の高齢者が借受人となる場合は、連帯借受人または連帯保証人をたてていただく場合があります。

また、連帯借受人を立てずに未成年者が借受人となることはできません。

☆連帯借受人

教育支援資金の借入申込を行う際は、就学しようとする者を借受人とし、生計中心者の方が連帯借受人となります。

※生計中心者を借受人とする必要がある場合は、市町村社協にご相談ください。

(福祉費においても連帯借受人を立てる必要が生じる場合があります。)

☆連帯保証人

借入申込者は原則として連帯保証人1名を立てる必要があります(緊急小口資金を除く)。ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の借入申込みをすることができます。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担していただくこととなります。

《連帯保証人の要件》 ※次のいずれの要件も満たす方でなければ連帯保証人になることはできません。

- ① 借入申込人及び連帯借受人とは別世帯で、原則茨城県内に居住し、かつ、借受人世帯の生活の安定に熱意を有する方。
- ② 健康で、連帯保証人1人の収入が本制度でいう(連帯保証人世帯の)低所得基準を上回る方で、将来にわたって年金受給権のある方。
- ③ 年齢は原則として借受人の最終償還時において65歳未満となる方。
- ④ 現在、本資金の借受人または連帯借受人でない方。

償還について

Q. ^{すえおき}据置期間とは？

A. 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの^{ゆうよ}猶予期間のことを指します。この間は無利子となります。資金の種類や借入理由等により据置期間が異なる場合があります。

Q. 償還方法は？

A. 据置期間終了後、借入申込時の計画に基づいて償還することになります。償還は、口座振替(引落)または本会指定の払込取扱票をご利用ください。口座振替(引落)は常陽銀行のみの取扱いですが、払込取扱票での償還は常陽銀行またはゆうちょ銀行の窓口を利用することができます(償還に伴う払込手数料は払込人負担となります)。

Q. 償還期限までに完済できなかった場合は？

A. 最終償還期限の翌日から残元金に対して年5%の延滞利子が日割りで発生することになりますので、計画的に償還できるように留意してください。